

報告第3号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

大田原市長 津 久 井 富 雄

損害賠償額の決定及び和解について

平成 2 7 年 6 月 7 日、福島県白河市郭内 1 1 番 1 7 地先、福島県道 3 7 号線で発生した公用車と一般車両の損傷事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 2 8 1, 3 0 8 円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額 2 8 1, 3 0 8 円を支払う。
- (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○